

# 山武市職員の給与等について

平成27年4月作成

地方公務員の給与は、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることとなっています。

山武市職員の給与は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、市議会の審議を経て条例で定められています。

その内容について、市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	55,783	20,649,843	903,980	3,686,091	17.9	17.2

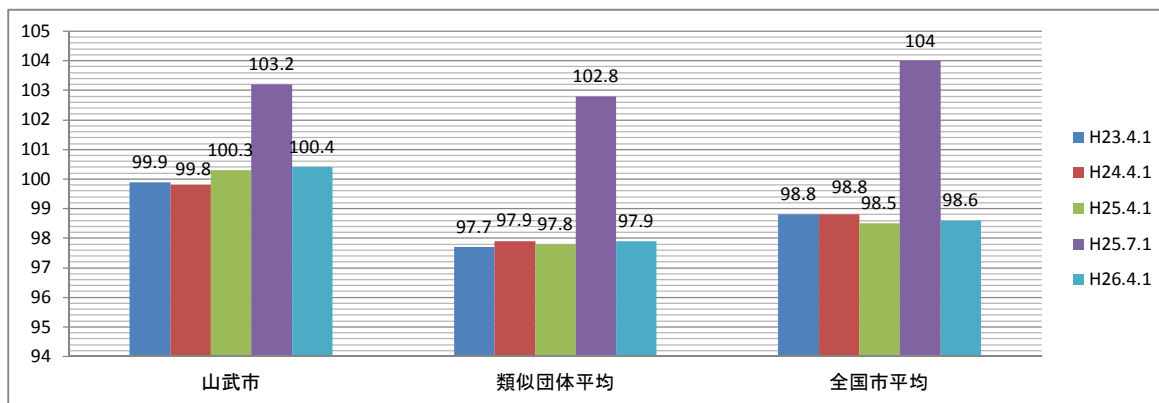
(注) 人件費とは、職員に支給された給与、職員手当、各種負担金の総額をいい、実質収支の額とは、団体の純剰余又は純損失の額を示すものです。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	424	1,610,401	184,606	563,287	2,358,294	5,562

(注) 職員数は、普通会計に属する一般行政職、技能労務職、保育士、幼稚園教諭等の総数であり、給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当(退職手当を除く)をいいます。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	千葉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告(改定率)		
	円	円	円	%	%	%
26年度	386,949	385,981	968	0.30	0.30	0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、千葉県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	千葉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数B	格差 A-B	勧告(改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
26年度	4.12	3.95	0.17	0.15	0.15	0.15

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

### ① 給料表の見直し

【平成27年4月1日実施】

行政職給料表については、国及び千葉県の見直し内容を踏まえ、行政職給料表1級の全号給及び2級の一部以外の号給を平均2.2%引き下げる改定を実施。高齢層の職員が在級している4級以上の高位号給は、平均を上回る引き下げを行った。ただし、激変緩和措置として、新給料表施行後、平成27年3月31日時点の給料を下回る職員に対して、平成30年3月31日までの時限措置として、下回った金額の差額を支給。

医療職給料表1（医師）は、国及び県と同様、給料表の改定は実施せず。

### ② 地域手当の見直し

【平成27年4月1日実施】

国の支給割合3%に対し、山武市においても3%を支給。行政職給料表適用者に対する支給は平成26年度まで行っていなかったことから、支給率は段階的に引上げることとし、平成27年度の支給率は1%。

医師に対する支給率は、10%で従前の制度と変更なし。

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (平成30年4月1日)	平成27年度の支給割合
国基準における支給割合	0%	3%	1%
山武市の支給割合	0%	3%	1%

### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各職種 平成26年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山武市	43.4 歳	337,417 円	398,498 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円
国	43.5 歳	335,000 円	408,472 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
山武市	55.9 歳	10 名	282,890 円	291,212 円
うち用務員	57.0 歳	4 名	292,850 円	302,665 円
千葉県	52.4 歳	1 名	322,163 円	376,511 円
国	50.1 歳	3,119 名	287,992 円	326,611 円

(注) 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### (2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		山武市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
		146,200 円	146,200 円	143,800 円
	高校卒			

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

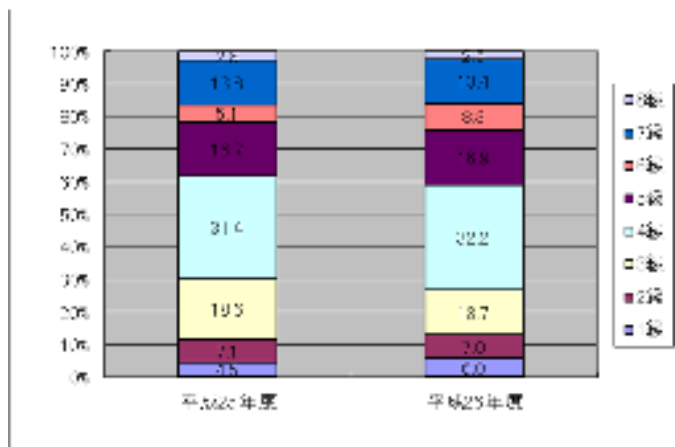
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,538 円	315,389 円	363,667 円
	高校卒	該当者なし 円	317,233 円	325,856 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
8級	部長、会計管理者、議世事務局長、次長、参事の職務	8 人	2.5 %
7級	課長、事務局長、所長、室長、主幹の職務	42 人	13.4 %
6級	補佐、副主幹の職務	26 人	8.3 %
5級	係長、主査の職務	53 人	16.9 %
4級	主査補、主任技師の職務	101 人	32.2 %
3級	主任主事、主任技師の職務	43 人	13.7 %
2級	主事、技師の職務	22 人	7.0 %
1級	主事補、技師補の職務	19 人	6.0 %

(注) 1 山武市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。ただし、技能労務職、幼稚園教諭、保育士等は除く。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



### 4 職員手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

山武市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,291 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) — 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) — 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 円	
支給職員1人当たり平均支給年額		0 円	
支給対象地域	支給率	対象職種	支給対象職員数
山武市内	10 %	医師	0 人

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績	305,900 円
支給職員1人当たり平均支給額(平成25年度決算)	152,950 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	0.4 %
手当の種類(手当数)	6

(4) 時間外勤務手当

平成25年度決算	支給実績	68,823 千円
	職員1人当たり平均支給年額	331 千円

(5) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度とことなる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額(平成25年度決算)
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 配偶者がいない職員 1人目のみ11,000円 16~22歳までの子1人5000円加算	同じ		42,821 千円	216,265 円
住居手当	23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額 23,000円を超える場合 家賃の2分の1に11,000円を加算した額(上限27,000円)	同じ		14,989 千円	95,468 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に対し支給。 徒歩通勤者には支給なし 公共交通機関利用者は、定期代を支給	異なる	自家用車等の通勤者に対し、手当額を4kmごとに設定しているが、2kmごとに設定して支給している	34,287 千円	78,821 円
管理職手当	職員を管理、監督する地位にある職員に支給 医師 96,400円 部長級 73,000円 次長級 62,000円 課長級 53,000円 主幹 42,000円 補佐、園長級 34,000円 副主幹 24,000円 副園長 21,000円	異なる	名称「俸給の特別調整額」 支給対象職員及び支給額	36,792 千円	427,809 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が、臨時又は緊急の必要又は公務の運営の必要により、週休日、休日等に勤務したときに支給 医師及び8級職員 12,000円 7級職員 10,000円 6級職員 8,000円	異なる	4時間未満の短時間勤務は、手当額の2分の1を支給	640 千円	17,297 円
初任給調整手当	山武市国保日向診療所の医師に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に支給 勤務1回につき4,200円支給	同じ		1,016 千円	4,200 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当
市長	800,000 円	
副市長	690,000 円	
議長	400,000 円	
副議長	330,000 円	
議員	300,000 円	

【6月支給分】  
基本給×役職加算（20%）×期末手当支給率（1.90）

【12月支給分】  
基本給×役職加算（20%）×期末手当支給率（2.05）

## 6 職員数の状況

### （1）部門別職員数と主な増減理由

区分	平成25年度 当初職員数	平成26年度 当初職員数	増減	主な増減理由
議会	6 人	6 人	0 人	
総務	104 人	108 人	4 人	派遣職員による増 戸籍窓口業務の充実 会計出納業務の充実
税務	36 人	34 人	▲2 人	課税業務の合理化 収税業務の合理化
農水	23 人	22 人	▲1 人	農水事務の合理化
商工	8 人	8 人	0 人	
土木	30 人	30 人	0 人	
民生	89 人	88 人	▲1 人	こども園調理員の退職不補充
衛生	38 人	37 人	▲1 人	清掃一般業務の合理化
小計	334 人	333 人	▲1 人	
特別行政部門（教育）	94 人	91 人	▲3 人	公園管理事務の合理化 用務員の退職不補充
公営企業等会計部門	41 人	40 人	▲1 人	水道業務の合理化
合計	469 人	464 人	▲5 人	

（注）公営企業等会計部門は、水道企業会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に属する職員をいいます。（教育長除く）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	1 人	8 人	23 人	27 人	50 人	74 人	89 人	38 人	43 人	49 人	61 人	1 人	464 人

### （3）職員数の推移

部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	342	342	341	334	333	▲9人（▲2.70%）
教育	100	95	94	94	91	▲9人（▲9.89%）
消防	0	0	0	0	0	0
普通会計	442	437	435	428	424	▲18人（▲4.25%）
公営企業等会計	46	35	39	41	40	▲6人（▲15.00%）
総合計	488	472	474	469	464	▲24人（▲5.17%）